# 任意継続被保険者制度加入のご案内

退職後、再就職等により他の健康保険に加入するまでの間、引き続きパレット健康保険組合に加入できる制度です

## 加入資格と加入期間

会社を退職すると健康保険の被保険者資格を失いますが、退職日まで継続して2か月以上被保険者期間があった方は引き続き、最長2年間継続して加入することができます。

## 保険料の決め方

保険料は給与から控除された額と会社が負担していた額の合計額を納付していただきます。
但し、合計額がパレット健康保険組合全被保険者の平均額を上回る場合は平均額となります。

## 納付方法

保険料は毎月10日(土日祝日は翌営業日)にゆうちょ銀行口座から自動引き落としとなりますが、初回2か月分は「資格取得通知書」と一緒に送付するゆうちょ銀行払込取扱票にて、期日までにお振込みください。
期日までにお振込みがない場合は、資格取得日にさかのぼり資格が無効となりますのでご注意ください。
また、保険料を年度分一括で納める前納制度もございますので、希望される方は健康保険組合までご連絡ください。

## 資格がなくなる時

次のいずれかに該当したときに資格がなくなります。

⑴ 期間が満了したとき
⑵ 後期高齢者医療制度に該当したとき
⑶ 就職したとき
⑷ 被保険者が死亡したとき
⑸ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
⑹ 資格喪失の申し出が受理された日の属する月の翌月1日

## 手続きは退職後20日以内に！

資格喪失(退職日の翌日)から20日以内に、**会社を通じて**パレット健康保険組合に申請書をご提出ください。(必着)
期日が過ぎて申請書が届いた場合、加入することはできません。
20日目が土日祝日の場合は、前営業日までにパレット健康保険組合に届くようご提出ください。
在職中に発行された資格確認書等は会社を通してパレット健康保険組合に返却してください。
返却されたことが確認できるまで加入手続きをすることはできません。

## 加入手続きの流れ

**①**
最寄りの郵便局に通帳、印鑑、身分証明書等を持参し、ゆうちょ銀行備え付けの「自動払込利用申込書」に記入、捺印し手続きを行う

**②**
「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」、ゆうちょ銀行にてお手続き後の「自動払込利用申込書お客さま控のコピー」、「資格確認書(発行者のみ)」を会社の人事担当者に提出

**③**
会社の人事担当者から退職後20日以内にパレット健康保険組合へ②の書類一式を提出(必着)

**④**
パレット健康保険組合より初回2か月分の「保険料払込取扱票」等の一式を書留にて自宅へ発送

届いた保険料払込取扱票に記載の期限までに初回2か月分の保険料を納付してください。
納付の確認ができない場合は資格の取消となりますのでご注意ください。
3か月目の保険料からゆうちょ銀行口座より自動引落しとなります。